

成年被後見人等に係る地方公務員法の 一部改正に伴う関係条例の改正について

1 概要

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「一括整備法」という。）が、本年6月14日に公布されました。

この一括整備法は、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るものです。

この一括整備法の中で地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、「職員の分限に関する条例」、「宇治市職員の給与に関する条例」及び「宇治市職員の退職手当に関する条例」について、改正が必要となったものです。

2 地方公務員法の改正内容

(1) 欠格条項の見直し（第16条第1号の削除）

職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない者を定める欠格条項の規定から成年被後見人等が削除される。

(2) 失職規定の見直し（第28条第4項の改正）

職員がその職を失う場合等を定める規定から「成年被後見人等に該当するに至ったとき」が削除される。

(3) その他

その他所要の規定を整備する。

(4) 施行期日

令和元年12月14日

3 条例改正の主な内容

<議案第54号>

「職員の分限に関する条例」

地方公務員法の欠格条項に該当した場合においても、失職させないことができる場合等を定める条例第11条において、法第16条第2号を引用していたところ、今般の改正により法第16条第1号が削除され、第2号以降の号数が繰上げられることから、引用条項を改正するものです。

<議案第55号>

「宇治市職員の給与に関する条例」

期末手当及び勤勉手当の支給対象者等を定める条例第17条、第17条の2及び第17条の4において、法第16条第1号を引用しているところ、今般の改正により法第16条第1号が削除されること等から、引用条項を改正するとともに、その他、改正内容に関連した所要の見直しを行うものです。

<議案第56号>

「宇治市職員の退職手当に関する条例」

退職手当を不支給処分とすることができる者等を定める条例第12条において、法第16条第1号を引用しているところ、今般の改正により法第16条第1号が削除されることから、引用条項を改正するとともに、その他、改正内容に関連した所要の見直しと元号に係る改正を行うものです。

施行期日は、いずれの条例も令和元年12月14日